

平成21年9月15日

各位

会社名 **いちよし証券株式会社**
代表者名 執行役社長 武 樋 政 司
(コード8624 東証1部・大証1部)
問合せ先 広報室長 山 川 雅 之
TEL. 03(3555)6343

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成21年6月20日開催の当社第67期定時株主総会によって承認された新株予約権の募集事項の決定の委任に従い、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に対しては、会社の有する自己株式を充当する予定です。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上への意欲と士気を高めることにより健全な経営と持続的に成長する企業になることを目的として、新株予約権を割当するものであります。

2. 新株予約権の割当の対象者および割り当てる新株予約権の数

割当対象者	人数	割当数	割当株数
当社従業員	382名	2,882個	288,200株

3. 新株予約権の割当要領

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」とする。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成23年10月2日から平成26年10月1日までとする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- I. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- II. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記I. 記載の資本金等増加限度額から上記I. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

⑥新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

⑦当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記III. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

V. 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

VIII. 新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定する。

⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。

4. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

5. 新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権については、金銭の払い込みを要しないもの（無償）とする。

6. 新株予約権の割当日

平成 21 年 10 月 1 日

<ご参考>

- | | | |
|-----|---------------------|------------------|
| (1) | 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 21 年 5 月 19 日 |
| (2) | 第 67 期定時株主総会の決議日 | 平成 21 年 6 月 20 日 |

以 上